

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15、議案第18号、香川県広域水道企業団の設置についてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

それでは、議案18号、香川県広域水道企業団の設置についての提案説明を申し上げます。

本議案に関連しましては、これまで香川県広域水道事業体設立準備協議会において検討された香川県水道広域化基本計画を中心に、広域化の進捗状況等について逐次報告、説明をさせていただいております。

去る8月20日に開催された第7回香川県広域水道事業体設立準備協議会で「香川県水道広域化基本計画」、「水道事業等の統合に関する基本協定書」「香川県広域水道企業団規約」等について協議が行われたところです。

広域化を行うに当たりましては、当議案にありますように水道事業及び工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するため、地方自治法第284条第2項「普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。」の規定により、議案の通り規約を定め、香川県広域水道企業団を設置することについて、同法第290条にある「第284条第2項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」との規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2ページをご覧ください。

香川県広域水道企業団規約について、説明をさせていただきます。

第1条で名称については、県域を対象とする広域的な水道事業を行うことから「香川県広域水道企業団」とします。

第2条では構成団体として8市8町及び県とし、具体的な団体の名称を、4ページにある規約の末尾に別表として記載しております。

第3条、共同処理する事務について、水道事業、工業用水道事業の経営に関する事務並びにこれらに付帯する事務とします。

第4条では、主たる事務所を高松市に置くことを定めております。

第5条からは議会関係です。

企業団議会の議員定数は27人。

県議会、市町議会において、それぞれ選挙されたものを議員とし、議員数の内訳については、県議会から6人、高松市議会5人、丸亀市議会2人、その他の市町議会から各1人を選出すること。

第6条で、企業団議会議員の任期は、構成団体の議員としての任期としております。
3ページをご覧ください。

第7条で、議長、副議長は、企業団議会で選挙すること、第8条で議会事務局の設置を規定してあります。

第9条からは執行機関に関する事項であり、企業団を統括する企業長を置き、構成団体の長の共同任命によること、任期は4年とし、また、第10条では、副企業長は、企業長が任命すること、任期を4年とする、などを規定しています。

なお、企業長、副企業長の任期について、首長が就任する場合にはその特例として、構成団体の長の任期に合わせる事を、附則の3に定めてございます。

第11条では、企業団職員を置くこと、定数は条例で定めることなどを規定しています。

第12条は、監査委員に関するもので、委員定数は2名。

企業団議会の同意を得て見識を有するものを選任し、任期は4年とすることとしています。

第13条は4ページ目に渡りますが、規約の変更や条例・予算関係など、企業団運営上の重要事項を審議するため、構成団体の長を委員とする「運営協議会」を置くことを定めています。

第14条は、経費支弁の方法として、企業団における事業運営上の主要財源となる水道料金のほか、企業債、補助金などを充てることとしています。

最後に附則の関係ですが、附則の1において、規約の施行日は、11月に予定されている企業団設置に係る総務大臣の許可日とし、附則の2において、来年4月の水道事業の開始日の前日までの間、準備業務等について必要な読み替え規定を置いています。

附則の3及び別表については、先ほど申しあげたとおりでございます。

以上簡単ではございますが、議案第18号、香川県広域水道企業団設置についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。